（経過措置）

2　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度又は連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。）附則第四十四条、第四十七条、第五十二条第二項、第六十条、第六十三条又は第六十八条第二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

一　改正法附則第四十四条又は第四十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第四十二条の五又は第四十二条の十二の三第三項の規定

二　改正法附則第五十二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十五条の八第七項又は第八項の規定

三　改正法附則第六十条又は第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十八条の十又は第六十八条の十五の四第三項の規定

四　改正法附則第六十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百二十五号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の三」を「第十五条の二」に、「第三十二条の四」を「第三十二条の二」に改める。

第一条第三項中「事業年度」、「中間申告書」、「棚卸資産」、「確定申告書」、「還付加算金」、「更正」、「充当」、「減価償却資産」、「連結事業年度」を「棚卸資産」、「事業年度」、「連結事業年度」、「確定申告書」に改め、「「中間申告書」、「減価償却資産」を加え、「「適格分割」、「適格現物分配」、「被合併法人」、「分割法人」、「現物出資法人」」を削り、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「連結中間申告書」を「被合併法人」、「適格分割」、「適格現物出資」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「分割法人」、「現物出資法人」に、「又は「連結所得」を「、「連結所得」又は「連結中間申告書」に、「第十三号」を「第九号」に、「第十四号、第十五号、第十七号から第二十三号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号又は第三十四号から第三十六号まで」を「第十二号から第十四号まで、第十七号、第十九号から第二十二号まで、第二十四号から第二十九号まで又は第三十三号から第三十五号まで」に、「事業年度、中間申告書、棚卸資産、確定申告書、還付加算金、更正、充当、減価償却資産、連結事業年度」を「棚卸資産、事業年度、連結事業年度、確定申告書」に改め、「、連結確定申告書」の下に「、中間申告書、減価償却資産」を加え、「、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、被合併法人、分割法人、現物出資法人」を削り、「被現物出資法人、被現物分配法人、連結中間申告書」を「被合併法人、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、被現物出資法人、被現物分配法人、分割法人、現物出資法人」に、「又は連結所得」を「、連結所得又は連結中間申告書」に改める。

第十二条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第二項中「の表の第一号の第四欄」を削り、「同表の第一号の第三欄」を「同項」に改め、同条第四項第一号中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第七項中「同条第一項の表の第一号（」及び「又は第二号に係る部分に限る。）」を削り、同条第八項中「第三項及び第六項、第十条の二第三項」を「第四項及び第七項」に改め、「、第十条の五の二第三項及び第四項」を削り、「第十条の五の二第三項及び第四項」を「第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで」に改め、同項第二号及び第三号中「減価償却資産」を「特定機械装置等」に改め、同条第一項の表の第一号（」及び「又は第二号に係る部分に限る。）」を「第三項及び第六項、第十条の二第三項」を「第四項及び第七項」に改め、「、第十条の五の二第三項及び第四項」を削り、「並びに第十条の五の四の二第三項」を「、第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項まで」に改める。

第十二条の二の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項中「及び第三項」を「の表の第一号の第二欄」に、「第二十三条」を「第十九条第一項」に改め、同項各号中「提出企業立地促進計画」を「当該提出企業立地促進計画」に改め、同条第五項を同条第八項とし、同条第二項から第四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第十条の二第一項の表の第二号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる個人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該個人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における当該記載されたものに限る。）とする。

3　法第十条の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。）　当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間

二　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下この号において「除外区域」という。）　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（当該除外区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあった日）から当該変更の提出のあった日までの期間